

## 令和8年度「個人情報を考える週間」について

令和8年6月22日

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする国の行政機関であり、本年、創立10周年を迎えました。

個人情報保護委員会は、本年6月22日（月）～28日（日）を「個人情報を考える週間」として定め、広報・啓発活動を実施します。

デジタル化の進展に加え、生成AIを含む新たな技術が進展し、国内外の個人情報を取り巻く環境変化が急速に進む中で、国民や個人情報を取り扱う事業者・行政機関等のそれぞれが、改めて個人情報の重要性等について認識を深めていただくこと、そして広く個人情報保護委員会の役割・活動について理解いただくことを目的に、以下の取組を行います。

- 啓発ポスターの掲示（国の行政機関、都道府県庁、市町村役場等）
- デジタルサイネージ広告（駅構内、電車内モニター、国内空港、コンビニエンスストア）
- インターネット広告
- 「個人情報を考える週間」専用ウェブページの開設、X、YouTube等の個人情報保護委員会公式SNSによる情報発信

（注）広告掲載駅・店舗等への直接のお問合せは厳にお控えください。

広告の掲載場所等の詳細な情報につきましては、下記【連絡先】までお問合せをお願いいたします。

### 1 個人情報を考える週間について

アジア太平洋プライバシー機関（APPA）の参加メンバー（14の国と地域の20の機関）は、毎年『Privacy Awareness Week』を設定し、それぞれの国・地域において各種広報啓発活動を行うこととされており、令和8年度のテーマは“Smart Tech, Smarter Choices: Protecting Your Privacy in the Age of AI” 「(仮訳) スマートテクノロジーによる、より良い選択と判断：AI時代におけるプライバシー保護」です。

個人情報保護委員会では、毎年「個人情報を考える週間」として各種情報発信等を行っています。

### 2 APPAについて

APPAは、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を目的として、年に2回会合（APPAフォーラム）を開催しています。当委員会は平成26年からオブザーバーとして、平成28年6月からは正式メンバーとして参加しています。

個人情報保護委員会は、令和7年度においては、APPAフォーラムのほか、APPA技術ワーキンググループ、APPAガバナンス委員会等、計19の会議に参加しています。

#### 【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課広報室  
電話：03-6457-9609（直通）

(参考資料)本年度の「個人情報を考える週間」における主な取組について

■啓発ポスターの掲示

掲出場所：国の行政機関、都道府県庁、市町村役場等（全国約2,000カ所）

AIとも上手に付き合うために

# 個人情報を 入力する前の

## ひと呼吸

### 確認してみよう

#### あなたの情報、どう使われますか？

利用規約やプライバシーポリシーの「利用目的」で、  
入力した個人情報がどう使われるかを事前に確認してみよう。

#### 事業者の方へ

### 「利用目的」を 明確にしましょう

#### 取得する個人情報の「利用目的」を、 分かりやすくお知らせしていますか？

利用者が個人情報の「利用目的」を確認できるようにしましょう。

創立10周年  
**PPC**  
日本国政府  
個人情報保護委員会  
Personal Information Protection Commission

#### 個人情報保護委員会は創立10周年を迎えました。

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報(特定個人情報を含む)の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として、平成28年1月に創立された独立性の高い国の行政機関です。

#### 今、考えよう。個人情報。

# 個人情報を考える週間

令和8年  
6/22(月)  
6/28(日)

「個人情報を考える週間」  
WEBサイトはこちら

**SAVE!個人情報** 特殊詐欺対策  
**STOP!詐欺被害** 特設サイトはこちら

創立10周年  
**PPC** 個人情報保護委員会  
Personal Information Protection Commission  
日本国政府 詳しくは「PPC」で検索!

■デジタルサイネージ広告（実施期間：6月22日～6月28日）

【掲出場所】

駅構内：JR札幌駅、JR仙台駅、JR大宮駅、JR浦和駅、JR赤羽駅、JR上野駅、JR秋葉原駅、JR東京駅、JR有楽町駅、JR新橋駅、JR品川駅、JR大井町駅、JR五反田駅、JR恵比寿駅、JR新宿駅、西武鉄道高田馬場駅、JR池袋駅、JR巣鴨駅、JR吉祥寺駅、JR八王子駅、JR横浜駅、JR桜木町駅、名鉄名古屋駅、JR大阪駅、JR広島駅、JR高松駅、JR博多駅

電車内モニター：〈JR東日本〉山手線、横須賀線・総武線快速

〈JR西日本〉JR京都線、JR神戸線、琵琶湖線、湖西線、山陽線、福知山線、JR宝塚線、JR東西線、学研都市線、大阪環状線、JRゆめ咲線、阪和線、関西空港線、北陸線、草津線、赤穂線、きのくに線、羽衣線

国内空港：新千歳空港、仙台国際空港、山形空港、庄内空港、羽田空港、富士山静岡空港、中部国際空港、関西空港、山口宇部空港（※1）、松山空港、長崎空港

コンビニエンスストア：青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県のFamilyMartの一部店舗（※2）

（※1）実施期間は6月20日～6月30日

（※2）実施期間は6月23日～6月29日



※写真はイメージです。

※放映期間は予定であり、予告なく変更となる場合がございます。

※広告掲載駅・店舗・駅係員・乗務員への直接のお問合せは厳にお控えください。1ページに記載の【連絡先】までお問合せをお願いいたします。

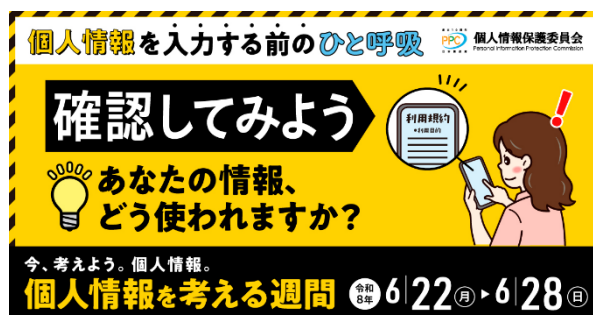
※お立ち寄りの際は、通行の妨げにならないように周りの方へのご配慮をお願いいたします。

※写真撮影等をされる際は人の映り込みや周りにご配慮ください。

※掲出場所が改札内の場合、入場券または乗車券が必要となります。優先座席付近では混雑時には携帯電話をお切りいただくようお願いいたします。

■インターネット広告（Google、X、SmartNews）

実施期間：6月22日～6月28日



■ 「個人情報を考える週間」専用ウェブページ（個人情報保護委員会ウェブサイト）

[https://www.ppc.go.jp/news/privacy\\_awareness\\_week/](https://www.ppc.go.jp/news/privacy_awareness_week/)

※手塚個人情報保護委員会委員長からのメッセージや、啓発ポスターデータ、サイネージ動画等を掲載します。

※専用ウェブページは6月15日（月）頃に公開予定



「個人情報を考える週間」  
専用ウェブページ

■個人情報保護委員会公式SNS

公式X：[https://x.com/PPC\\_JPN](https://x.com/PPC_JPN)

公式YouTube：<https://www.youtube.com/@PPC.JPNchannel>



公式X



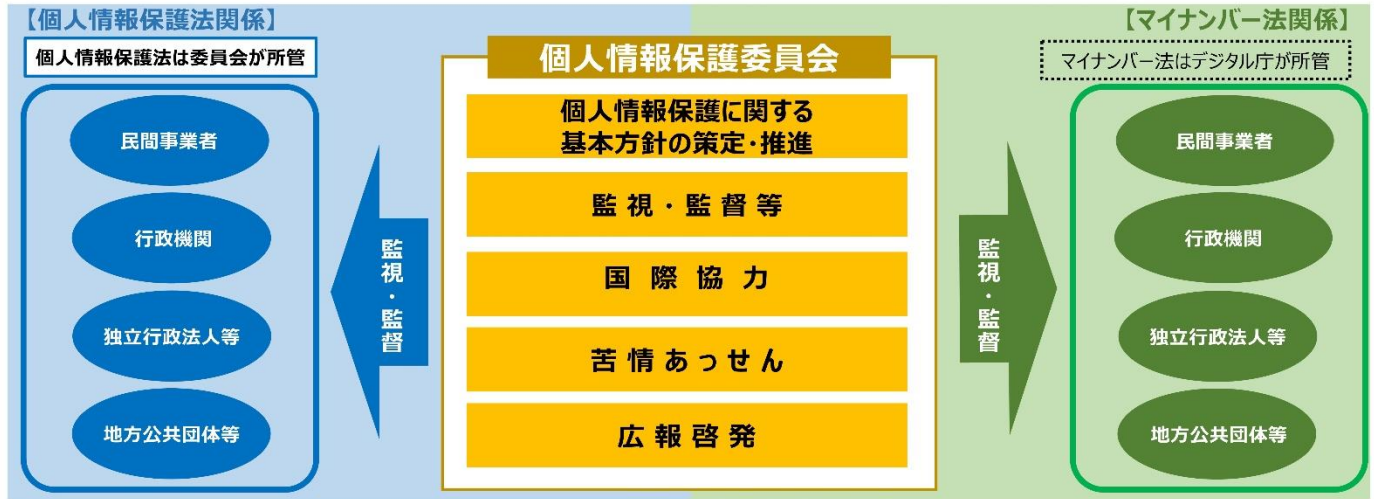
公式 YouTube

以上

(ご参考：個人情報保護委員会について)

# 個人情報保護委員会

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。）の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された独立性の高い機関。
- いわゆる三条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。



## - 沿革等 -

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例 制定

昭和63年制定法

1988年（昭和63年）行政機関電算機個人情報保護法※ 成立 1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年（平成15年）個人情報保護法等※ 成立 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同年法律第59号、独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同年法律第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同年法律第61号）

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年）特定個人情報保護委員会 設置 … 任務：特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる

2015年（平成27年）個人情報保護法 改正 2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

2016年（平成28年）個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）… 任務：個人情報の適正な取扱いの確保を図る

2016年（平成28年）行政機関個人情報保護法等 改正※ 2017年（平成29年）5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごとに見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和2年）個人情報保護法 改正 ※ 3年ごとに見直し規定に基づく初の改正 2022年（令和4年）4月全面施行

令和2年改正法

2021年（令和3年）個人情報保護制度の官民一元化 ※ 2022年（令和4年）4月一部施行 2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

2026年（令和8年）いわゆる3年ごと見直しの制度改正 – 個人情報保護法等改正法案国会提出 –

設置から10年